

# 知っておきたい 税金あれこれ No.6

(隔月発行)

Ohta-Hosokawa Accounting Office 太田・細川会計事務所 資産税部

新宿区左門町3番地 左門イレブンビル5階

TEL:03-3356-9616 FAX:03-3356-1100

URL <http://www.otakaikai.com>

E-mail [shisanzei@ccksystem.net](mailto:shisanzei@ccksystem.net)

## 交際費とならない飲食費が明確に！

今春の税制改正により、今まで実務上曖昧とされてきた「交際費とならない飲食費」について、具体的な金額基準が定められました。

これは、「一人当たり5千円以下の飲食費」については交際費に含めなくてよい(=経費になる)というものです。

ただし、これには社内飲食費(社内みの飲食費)が含まれず、また相手先や人数を記載した書類を保存しなければならない等、適用のための要件がありますのでご注意ください。

また、この改正は平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

現行の交際費に関する課税は、中小法人の場合、年間400万円まではもともと10%だけが課税の対象でしたので、減税としての今回の改正の効果は限定的かも知れません。

明確な金額基準が設けられたことで、交際費に該当するかどうか頭を悩ませる必要は無くなったと言えます。



## 贈与はキチンと行いましょう！

～子供の家を取得するための援助をする場合は  
どういった方法が良いの？～

親から子への住宅取得を目的とした贈与制度は一般の贈与制度よりも優遇されています。

現行税制では、相続時精算課税制度により、3,500万円まではとりあえず贈与税の支払をしなくても親から子へ贈与をすることができます。しかしながら相続時精算課税制度では、親側に相続が発生するとその贈与した財産がそのままの価格で相続財産として相続税の課税対象となります。では、

現金2千万円を相続時精算課税制度にて贈与する場合  
家屋のうち2千万円部分を親が負担して家屋を共有持分にする場合  
(贈与はしない。)

を比較してみましょう。どちらも親が子供の家のためにお金を2千万円拠出するのは同じですね。ここで10年後に親に相続が発生した場合を考えてみましょう。

まず、相続時精算課税制度を利用した のケースでは、10年前にお家に代わってしまった現金が相続財産となり、手元に現金はありませんが、2千万円分現金があったものとして相続税の課税が行われます。 のケースでは家屋のうち、親の持分が相続財産となります。家屋の相続税評価額は現行税制においては固定資産税評価額そのままなので、10年前に2千万円要した家屋も、半分以上の評価額になる可能性が非常に高く、仮に半分としても1千万円の評価額となります。(固定資産税評価額は、一般的に新築の場合でも建築価額の6割程度と言われています。)上述の通り、同じお金をかけて子の家を建てたケースでも、相続が発生した場合には相続財産の評価額が大きく違ってしまふこととなりますのでご注意ください。

## <特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度>

平成18年4月1日以後に事業年度を開始した法人のうち、法人の代表者とその親族等が役員数の過半数以上を占め、また、その会社の株式又は出資の90%以上を所有している法人については、代表者に支払った給与の額のうち、次の金額が損金(経費に)算入されなくなりました。

なお、次の場合には、この適用がありません。

### 1. 基準期間(前3年間)がある場合

「前3年基準所得金額」が800万円以下である場合

「前3年基準所得金額」が800万円超3,000万円以下で、代表者の給与の額(A)の平均額が「前3年基準所得金額」の50%以下である場合

前3年基準所得金額は、(各基準期間の所得金額+A+欠損金の繰越控除額-基準期間前の一定の欠損金額)×12/各基準期間の月数の合計額で計算される金額です。

### 2. 基準期間がない場合

「当年度基準所得金額」が800万円以下である場合

「当年度基準所得金額」が800万円超3,000万円以下で、代表者の給与の額(A)が「当年度基準所得金額」の50%以下である場合

当年度基準所得金額は、当年度の一定の所得金額-繰越欠損金の全額+Aで計算される金額です。

代表者の給与の額(A)	損金(経費)に算入されない金額
650,000円以下	Aの全額
650,001円 ~ 1,800,000円	Aの金額×40%(65万円未満の場合は65万円)
1,800,001円 ~ 3,600,000円	72万円+(Aの金額-180万円)×30%
3,600,001円 ~ 6,600,000円	126万円+(Aの金額-360万円)×20%
6,600,001円 ~ 10,000,000円	186万円+(Aの金額-660万円)×10%
10,000,000円超	220万円+(Aの金額-1,000万円)×5%